

GoTo トラベル給付金の還付を受ける為の申請サポート

▶弊社 GoTo トラベル給付金の還付対象

宿泊代を弊社にて「現地決済されるお客様」が対象となります（8月31日まで）。
よって、OTA（一休、じゃらん等）にて既に「オンライン決済」されているお客様は、
ご予約いただきました「予約サイト」へ直接お問い合わせ下さい。

下記説明にて提示するのは、2020年8月31日(月)宿泊分までのご利用方法となります。
2020年9月1日(火)宿泊分からのご予約は、
GoToトラベル割引適応のトラベルエージェントをご利用下さい。

9月1日(火)からの「弊社公式HP」及び「お電話」にてのGoToトラベル割引利用は、
現在準備中ですので今しばらくお待ち下さい。

▶サポートデスク概要及び現況のお知らせ

お客様が、GoToトラベル給付金の還付を受ける為の申請サポート(以下本サポート)を行います。

本サポートは、委託料を授受して行うものではなく、
あくまでも「お客様主体の申請作業」をサポートするサービスとなります。

当館は既に認定事業者を取得することができておりますので、
弊社にてGoToトラベル給付金の還付を受けることが可能となります。

GoToトラベル給付金の還付を保証するものではありません。予めご了承お願いいたします。

▶弊社発行の割引サービスの位置付

弊社発行の割引サービス（DM、ご優待券）をご使用いただく際は、チェックイン時に必ずご申告下さい。
チェックアウト時の提出では弊社発行の割引サービスはご利用頂けません。

GoToトラベルと弊社発行の割引サービスの併用はできません。
ご宿泊利用金額から「弊社発行の割引サービスを控除後の金額」が
GoToトラベル給付金申請の基準利用額となります。

▶その他 「地号自治体発行」の補助サービス

GoToトラベルとの併用可否については、
各地号自治体発行の補助サービスの規定に基づきます。
※お客様ご自身で確認をお願いいたします。



▶お客様自らが直接行う還付手続きについて(現地決済されるお客様)

当館でご用意させていただく書類及び、お客様ご自身でご用意いただく書類は以下の5点になります。

※下記①②③⑤は同一名であることが必要です。

①事後還付申請書(様式第1号)

⇒申請される方の「人数分」をご用意させていただきます。

⇒記載はお客様ご自身で行って下さい。

②支払内訳がわかる書類

⇒チェックアウト時にお渡しさせていただきます。

⇒ご帰宅後の再発行は一切できません。

③宿泊証明書

⇒チェックアウト時にお渡しさせていただきます。

⇒ご帰宅後の再発行は一切できません。

④口座確認書(旅行者用)(様式第2号)

⇒「旅行者本人名義」の口座番号であること

⇒申請される方の「人数分」をご用意させていただきます。

⇒記載はお客様ご自身で行って下さい。

⑤口座番号を確認できる書類

⇒通帳のコピー、キャッシュカードのコピー等が該当いたします。

⇒お客様ご自身でのご用意をお願いいたします。

詳しくは、サポートデスク、Go To トラベル事業 事後還付手続きのご案内を御覧ください。

▶GoTo トラベル事業への申請書送付について

①GoTo トラベル事務局へは追跡が可能な方法での送付が推奨されております。

②送付先情報：現時点ではまだ未公開

③送付期間：令和2年8月14日から令和2年9月14日まで※消印有効

※なお、9月15日(火)以降の還付申請については、事務局とご相談ください。

【Go To トラベル事務局コールセンター】

TEL：0570-002-442 (受付時間：10時～19時 年中無休) ナビダイヤル

TEL：03-3548-0520 (受付時間：10時～17時 土日祝・年末年始休み)

URL：<https://goto.jata-net.or.jp/>

